

令和6年 第3回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年3月26日(火) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（11件）

高農議第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(3)
高農議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第8号 高砂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する
規程の一部を改正する規程を定めることについて(1)
高農議第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について(1)
高農議第10号 青年等就農計画の認定に係る意見について(1)
報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(2)
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知のこと(1)

○出席委員（14名）

1 番	大濱 正則	2 番	北野 保夫
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
5 番	前橋 瑞紀	6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局 局長	西田 幸生
〃 主 幹	尾塩 昌昭
〃 事務局 員	吉田 美紅

○出席市長部局（2名）

産業振興課 課 長	松本 剛
産業振興課 事務吏員	加嶋 良輝

議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第3回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第6～10号の8件、報告第8号～報告第9号の3件、併せて11件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第3回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により6番 野村委員、及び 8番 駒井委員よろしく願いいたします。

それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。

高農議第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第6号は農地法第3条第1項の許可申請で、3件でございます。

(高農議第6号、1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第3条第2項第1号に該当するため許可出来ないと考えます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明・聞き取り調査の報告をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。

9 番

譲受人は農地を所有しておらず、農業経験ありません。農業を趣味で始めたいと考えていたところ、家の隣が売り出されていたので、購入を考えました。計画としては、初めに耕さない有機栽培を考えており、それがうまくいかない場合は耕す通常の栽培方法を行い、野菜や果樹を植えられる予定です。現在は草刈り機のみを所有しており、スコップやクワなどを用いて手作業で栽培を行います。手作業が不可能な場合は、耕運機等の購入も検討しています。譲受人の考えとしては、10～20年後食料難民になりたくない、自給自足をしたいという考えがあり、将来的なことも想定しています。

聞き取り調査の中で、農機具を所有していない、申請地が日陰であり水はけが悪いことから、農業の開始は難しいと感じたため、一度、作物を植える前の状態に農地を管理してもらえないかと申し入れましたが、土地所有者の同意を得ないこと、近隣の苦情を想定し、断られました。

10 番

阿弥陀地区でもいろんな意見が出た。本人が耕作をやりたいとの意思を尊重し、阿弥陀地区では承認をしました。

地区の聞き取り調査を含めた報告が終わりました。

この件について、ご意見があればお願いします。

5 番 耕さない不耕起栽培という農法がお米でもある。草を刈り倒し、前の株の横に田植えをする。本人が不耕起でやるというならそんな農法もある。

9 番 今、2mぐらいのセイタカアワダチソウやカヤを刈り倒した状況でその上に、畝の谷を上げた土を積んで畝を 40 cm 程度に上げる予定であるが、そこは湿地帯であり土がやわらかいのを承知の上でやるようだ。下の草の根が生きているから野菜を植えても野菜が負けてしまわないかと心配である。

1 0 番 5 番委員の話からすると、譲受人は不耕起栽培についてよく勉強している。

3 番 この土地は、あとで出てくる報告第 9 号にあるが、賃貸借の合意解約がされているが、解約するから買うようになったのか、それとも買うから解約するようになったのか。売るほうが先だったのか。

1 0 番 事務局、その辺は聞いてないのか。

事務局 おそらく、ある程度話が決まったから解約して、この人が買う流れだと思います。

3 番 この地域は J R 曾根駅南側の駅前開発が進んでおり、令和 1 0 年ぐらいに完成する。●●教習所も最終的には、既に出来ている高齢者教習所の周辺の土地を確保している。今回の農地は、そこからかなり近い。そういう意味で転売の可能性もあると懸念する。●●教習所も最初は果樹園でレモンをすると、地元で市役所や市長と話し合いをした時にも表に出てくる。その一環として譲受人もそういう思いがあるのではないかと懸念する。私自身も現地を確認したが、この農地の周辺には住宅があり J R の線路沿いでかなり前の道路から下に下がった土地である。こういうところで機材が入るのか。また、有機農法とかほったらかしの自然農法があるが、いろいろ考えた中での選択と思うがその辺、私自身はあまりわからない。将来の曾根駅周辺の状況をみていたらそういうことを考えて農地を取得しているのではないか。そういう考えはなかったか。

9 番 聞き取り調査の中ではそのようなイメージはなかった。

1 0 番 農地は J R 曾根駅からは離れているのではないか。

3 番 そんなことない。J R 曾根駅の西側で、駅からは近い。

事務局 そこは現在、市街化調整区域であり建物が建たない。将来的に市街化区域になるかといえば、今は難しい状況である。

3 番 他所から来た人か。

1 0 番 地徳の出身と聞いているが。

事務局 聞き取り調査の中で譲受人のおばあさんが地徳と言っていたので地徳出身ではないか。

9 番 古い地図を見ると農地の横の譲受人の家は、別の人が住んでいるので、生まれは地徳かもしれないがこの家を買ひ、今回の家の横の農地が売りに出たので取得しようとしている。

3 番 あの辺は新興住宅地である。

9 番 一人で農業するのであれば、農地の面積が 7 4 0 m²と広いと思う。

事務局	聞取り調査をしたが、譲受人はどう考えているのかわからない。結構土地の価格も高く、水路改修もするが費用も高い。田に引っ付いて住宅があり水路の水が住宅の下に入って地盤沈下しているのでそのあたりもなおしたい。いろんな人から苦情を言われるからそこは自分でなおしたい。すごく投資までされるみたいである。
3 番	この田んぼの隣も農地なのか。
9 番	農地だが、耕作していない。この農地は、地盤が低く野菜は難しい。昔に米を作っていたようだが、米は水があっても作れるが大雨が降れば浸からないか。大雨が降れば2，3日は水浸しになることが心配である。
10 番	この人を市役所に呼んで聞取り調査したのでしょうか。その時、北野会長も同席していたのか。
議 長	私もいました。2回聞取り調査をしています。
10 番	どのように会長は思われたのか。
議 長	この方はネットとウェブを見て農業とはこんなものと思っている。実際に自分の手で農業をされたことがないのでどうかなあという気がして、譲渡人の了解を得てたとえ一畝でも二畝でも畑らしいことをしてみてもどうですかとそれで自分で出来そうであれば農地を購入し畑をされたらどうですかと提案したが、人の持ち物なのでそれは出来ませんと。代理人も同席されていましたがそれはやりませんということだった。なんとか趣味の世界からではあるが畑をやりたいという本人の意思もあるので、事務局の総合意見として許可できないという判断ですが本人がどうしてもやるんだという意思があるのでやる方向で見守ってあげたらどうかと思います。他、意見のある方おられますか。
10 番	考え出したら悪いことを想像するが、阿弥陀地区としては本人にやる気があるならということで承認した。
14 番	この方は、お勤めはしているのか。
議 長	勤めている。
9 番	3日行って3日休むという勤務なので時間は十分あり、また自分の家の横で行きやすくその辺の条件はいいと思う。
事務局	14番委員（14番は「農活クラブたかさご」で有機農業を実践している）に聞きますが、まったく農業を初めての人が、不耕作不耕起で有機農法をやって行けそうですか。
14 番	ネットに「菌ちゃん農法」があるが、草の上に土をのせて黒いシートで覆ってずっと置いていたら、まったく耕さなくてもよく、いい作物が出来るとある。私もやりたいと思うがこの方もきっとそのようなことをやりたいと思っているのかなと思いました。 田んぼも湿地で水はけが悪いのならお米が出来るとなら、お米を作りたいに変わっていくのではないかと思います。それからその人が畑で野菜を作りたいのであれば他の場所を紹介してあげてもいいのかなと思いました。私のところは12番委員に耕作放棄地をきれいに整備してもらったのでそのまますんなり耕作に入らせてもらったが、何か手助け出来ることがあれば、ちゃんと軌道にのってや

	っていけると思いますが。
3 番	私も一時農地の一部で実際にやったことがあるが難しい。草を肥料とし不耕起も取り入れたが結果的に出来なかった。草の管理が難しい。この農地の東側に住宅があるので草の管理が出来るのか。草が伸びてくれば定期的な草の管理をしないと近隣の住宅に迷惑がかかるので難しい。その辺のことが大事で、草刈りも大変である。
1 4 番	草の所は、緑肥でいくのではないか。
3 番	シートを張ってその辺うまく出来るのか。私も自然農法で出来るならやりたいが、ほったらかしで作物が出来たらいいが。実際にやれば難しい。
1 2 番	草をやわらかく出来たらいいが、大きい草なら根も 1 m ある。その根を除去するには 3 年ぐらいかかるし、ちゃんと耕して草を細かくしても根がなくなるには 3 年はかかる。一番最初にそれが出来たらいいが、今の状況を見てないのでわからないが上の草を刈っても根を除去しないと。たとえ刈った草を燃やしてもトラクターで耕した時に根が残っているのがわかる。大きい草では、木の根のようなものが地中に残っているので、すぐにあきらめて農業をやめてしまうのではないか。
3 番	自然農法を止めた時のことも考えないといけない。自然農法は難しいので 1 年、2 年やって、もう出来ないとやめた時どう対応するか。近隣の住宅の人にも迷惑がかかるし誓約書を取るようなことも必要ではないのか。
事務局	この方の家がこの農地の隣接の住宅地であり、この農地の周りの方も今まで草の苦情をいっぱい言っていたのでそういう苦情も聞きたくないので自分で草刈りをすると言っていた。
1 4 番	この農法は、木に近い枝、落ち葉が必要で草は必要ではない。1 回覆うと草は生えない。この農地は、水の関係で結構、高畝にする必要があり、高い畝が沢山できるのではないかと想像する。草の生えるところには緑肥を植えるようなイメージではないのかなと想像する。
3 番	草は刈って放置しておけば除草効果がある。私も使うが放置しておけば枯れる。ただ、草刈は大変。まめに草刈りが出来るかどうか。まだ今のところ機具もないわけでしょう。
事務局	譲受人に本当に出来ますかと聞いたが、1 日 20 分でも行って毎日刈ると言っていた。草刈機だけは保有している。
3 番	ただ、農地面積が大きい。7 4 0 m ² は約 2 2 0 ～ 2 3 0 坪ある。
1 0 番	それを理由に許可出来ないとはいえない。
1 2 番	道具がもしあったとしてもそれを人力だけで耕作することは私には考えられない。
1 0 番	道具は今後、購入するでしょ。
1 2 番	道具を購入しようという意思が見えない。聞き取りで、農業委員会から一度耕作してから出来ることを確認したいと言っても他人の土地なので出来ないというがその辺何とでもなるのではないかと思う。相手も今、耕作放棄地なのでダメとは言わないのではないか。ただ交渉しないとわからないが。譲受人の農業をや

	りたいとの意気込みはわかるが意気込みだけでは出来ない。
6 番	土を盛ると言っていたがトラクターでもないし人力では出来ない。
1 2 番	おそらくスコップで高く土を盛っていくのでしょう。しかも人力で。
6 番	草があるのなら、一回燃やしてトラクターで鋤きこまないとそれからの話である。しかもトラクターもないし出来ないのでは。
1 2 番	そのようなやり方をすると聞き取りでは感じ取れない。人力でやるとの意気込みはよくわかるが意気込みがあるのにやめておけとはい言にくい。
6 番	今刈った草があるそれを耕して、その土を草の上に上げるそれをどういう風にやるか答えがない。刈った草があるのにそこへスコップは入らないと思う。
3 番	果樹がメインだが、盛土は、行うのか。
9 番	畝の谷の土を上げて盛土をするだけで、全体的にはしない。
6 番	ここはもともと低い土地で、谷の土を盛っても雨が降ったら浸水してしまう。溝である谷は常時、水があるのではないか。
1 4 番	お米を作ることは出来ないのか。
9 番	もともとはお米を作っていた場所である。
1 0 番	米の方が簡単ではないのか。
9 番	米の方が簡単かもしれない。
6 番	米を作るならやり方があるかもしれない。普段ずっと水がたまる田んぼで畝をつくって畑にして野菜を作っても雨が降って浸水してしまうと腐ってしまう。私の知識ではここで野菜を作ることは考えられない。
1 番	営農計画書について、土壌改良と水はけ改善の項目で、黒土や牛糞堆肥、米ぬか等を混ぜて耕すとなっており不耕起栽培とは違うがどうなっているのか。
事務局	営農計画書が先に提出されて、そのあと聞き取り調査をしたら、その中で不耕起栽培をされると言われた。
1 番	話に整合性がないのではないか。営農計画書では耕運機で耕すとなっているのに。また、営農計画書の 1 ページ 4 番 農機の保有状況で耕運機 1 台とあるが持っているのか。
事務局	これは購入予定。
1 番	保有状況であるならばおかしい、抜いておかないといけない。この記載なら、もう既に持っていることになる。
議 長	持っている農機具は草刈機 1 台だけだったと思う。
1 番	草刈機 2 台となっているが。
1 2 番	草刈機の先端に除草出来るような装置をつけて畝の法面の草をとる。それで土をあげるようなことを言っていたので、私の経験からすれば出来るのかと感じた。
3 番	出来ないでしょう。
事務局	2 回聞き取り調査をしましたが、最初の聞き取り調査とこの営農計画書と 2 回目聞き取り調査をした内容が違うんです。
1 2 番	違うな。そんな雰囲気、なんか質問すると違うことを言う。
1 0 番	もう 1 回呼んで確認するのか。

10番 事務局	このまま承認するのか、不許可は言いにくいのではないかな。 申請も出てきて総会で審議してもらっているのだから許可、不許可の決定はしないといけな。
3番	この農地はどこの農会になっているの。
9番	この場所は春日野町で、阿弥陀地区の下台だが農会がない。
3番	下台は中筋農会であるが下台の●●さんに聞いたら下台の上の方は、阿弥陀地区と聞いている。
事務局	阿弥陀地区の豆崎の農会長がハンコを押している。
3番	阿弥陀の方か。中筋は押してないの。
10番 事務局	水利組合の印は？ 水利組合は農地法3条では関係ありません。ここの土地は、阿弥陀西部水利組合と聞いている。
10番 事務局	水路はないの。
10番 事務局	水路はあります。
10番 事務局	なぜ、水路があるにハンコが不要なの。
3番 事務局	農地法3条なので。 この農地は豆崎ですか。だから豆崎の農会長がハンコ押しているの。
	昔の下台農会に譲渡人の親が所属していたが、現在下台農会の農会長が不在の状況であり豆崎の農会長にハンコを押してもらった。
議長	あと何かこの案件について、ご意見ありませんか。
10番	今日、決めないといけないでしょう。
12番	出来なと思っていても本人がやると言っているのだから難しい。指導者でも要ればいいの。
9番	農業は見に行ったことはないがネットの情報が頭にある。
12番	草刈機の先端に耕す装置を付けて耕すとのことだが、一番条件のいい畑でやっている映像を見たことの話をするので。
9番	1回耕して作物を植えるような状態まで持って行って、そのあとの有機栽培であれば小さな草なので有機栽培も出来るかもしれないが、今の状態は土が全く見えない状態であり、草で覆われていてそれが肥料になると言われればそうですかというしかないが、現地を歩くと草がガクガクと音を立て、セイタカアワダチソウやカヤの雑草である。それでも本人はすると言っており説明を聞いた中では出来なとは言えなかつた。一番いいのはたとえ一畝でも農地の1/10でもこういう感じにしますとしてくれたらいいが、まずは道具がない。道具も購入するかどうかもわからない。自分の祖母の家に道具があるかも知れないが確認も取れてない。やる気があるなら確認に行けばとも思うが。
1番	営農計画書を見ると果樹栽培に重きを置いているみたいで、先程ネットだけの情報と言っていたが「県内・県外の果樹園に足を運び育て方を学んできました。定年後を見据え果樹栽培をしたくこの申請にいたしました。」とあり、最初の意気込みと違ふ計画になっている。
14番	この申請が不許可となり、この方が購入出来ななくなった時はどうなるのです

	か。
事務局	この方が購入されない場合、今の所有者は次の人を探すかもしれない。この土地には売地と看板が上がっており、その看板を見てこの方もこの土地を購入しようと考えられている。
1 4 番	太陽光パネルが設置されるようなこともあるのか。
事務局	可能性はあるが日当たりが悪い。
3 番	果樹と野菜の面積割は具体的に出ていますか。以前にあった新規営農計画書にはどこに何を何本植えると書いてあったが、計画では野菜もするとあるがその辺の面積の配分は書いてないのか。
1 番	営農計画書の一番下にある生産物の見込みの所を書いてある。
1 0 番	このままでは時間が経つばかりである。
議 長	他、何かございませんか。
1 4 番	この方は譲渡人の了解を得てないから試験的な耕作は出来ないとのことであるが、農業委員会から譲渡人に試験的耕作のお願いをするようなことは出来ないのか。
事務局	今となっては難しい。もう総会にかけてしまっているし聞取り調査の段階で譲受人にお願いして少しでも耕作して様子を見るのであればこの議案書は取り下げてもらう予定だったが、それが出来ないということで総会にかけるしかなかった。総会にかけてしまえば許可か不許可かの答えを出さないといけない。
議 長	他、何かございませんか。
1 2 番	条件付きしか許可できない。
1 0 番	誓約書を書いてもらって許可をする。
3 番	農地のどこに何を何㎡植えるかを具体的に書いてほしい。営農計画書はブルーベリーが 200 ㎡、アボカドが 150 ㎡など農作物の面積しか書いてない。農地のどの部分にどれくらい植えるのか。野菜は書いてないのか。
1 番	営農計画書の最後のページの農作物の種類の中には野菜も書いてある。
3 番	その辺もあいまいである。
事務局	営農計画書は提出しているが、聞取り調査で話を聞いていたらその時ある果樹を植えるとか結構あいまいな事を言われる。これも内容が全く合っていない。
3 番	そんな状況で許可していいのか。だまされてしまう。
事務局	だから困っている。
3 番	この条件だけ見たら私は絶対に反対である。営農計画書の内容もいい加減なものである。
5 番	新規就農でやるとのことだが、これだけ反対意見もある中でしんどそうな不耕起の農業をはじめる。もし途中でやめたら、あなたの後続く新規就農が困るので絶対止めないように伝えてほしい。
3 番	1 回許可がおりたら、途中でやめてもペナルティはないんでしょ。私は、あいまいな考え方の農業はいかなものかと思うがね。
1 0 番	しかし条件付きで許可をしないと仕方がないのではないか。
3 番	もう 1 回、営農計画書を出させることは出来ないのか。

	今日ここで結論出さないといけないのか。
1 2 番	保留というのは。
1 番	前にあったのは保留でなく継続審議である。
1 0 番	市は許可する方に傾いている。そんな進め方である。
事務局	農業委員が総会で意見を出して決めてもらうのであって、事務局が決めるものではない。
3 番	事務局はこの営農計画書を見た時にもう1回出し直すようにきちんと指示しないといけない。これでは認められない。いい加減な営農計画書である。
事務局	これをもとに聞き取り調査をした。そうしたら全然違う内容になった。
3 番	もう一度出させたらいいのではないか。あいまいな計画書でやる気ありますでは駄目でしょう。矛盾している。本当にやる気があるならもっときちんとした計画書が出てくる。これを見ていたらあいまいな計画書である。話をしたらころころ変わるんでしょ。
事務局	聞き取りの時に心配になって譲受人に聞いた。5 年はやります。信じるしかない。1 回目の聞き取り調査が令和 6 年 2 月 15 日、2 回目が令和 6 年 3 月 15 日。1 回目は営農計画書に基づいて聞き取りをしましたが地徳に祖母の農地と倉庫があり、そこに農業をする道具があるかもしれないと言っていました、2 回目の聞き取りでは相続で祖母の土地も倉庫も別の親族にいき道具はないと話が変わって来ている。持っている道具は、電動の草刈り機 1 台で 1 回 20 分程度しか作業が出来ない。土地所有者の承諾を得て去年 1 回その農地の草刈りを 1 回 20 分なので 10 日～20 日かけてしている。また、水も自分の家のすぐ横の田んぼであり水道で水やりをする。草刈り機の先端にトラクターの爪のような装置をつけて押すように耕すようなことも言っており、聞き取りでは営農計画書と内容が違っている。 会長や 9 番の委員ほうから譲受人に 1 回農地の二分の一でも三分の一耕作してみても出来そうなら購入したらどうですかと提案して頂いたが他人の土地なので出来ない。聞き取りに同席した行政書士もそれには応じられないとのことでした。 農地法上は道具もない経験もないので全部効率利用要件からすれば不許可なんです、草ぼうぼうの耕作放棄地を年 1 回でもその人が草を刈ってくれるならいいかとの思いもあり総会の中で農業委員の意見を聞いて許可、不許可の判断をしてもらうため今回提案している。いろんな意見はありますがその人が将来どこまでされるかはわかりませんが許可、不許可は総会に上がった以上、判断していただきたいと思っている。
3 番	電動の草刈り機で 230 坪の農地の管理なんか絶対出来ない。電動では 20～30 分しかバッテリーがもたない。それ自体考えが甘い。
事務局	それを実際に行っている。 農業委員の仕事としても新規就農者を育てていく指導もしていく立場もあるので、今回は農業委員がその方を指導していくと形で許可をするのはどうですか。
1 0 番	条件付き許可なら認める。指導とは何をするのか。
事務局	農業委員が様子を見に行ったり、指導をしたりすること。

3 番	様子を見に行って何もしてなかったら、何も言えないんですよ。
事務局	そこは農業委員として指導したらいい。
3 番	指導しても出来ませんと開き直られたら、何も出来ないですよ。
事務局	そこは2回の聞き取り調査をしており、その中ですと言ったでしょうと言いつつ指導する。
3 番	そんなこと言っていないと言われたらわからないし、どうしようもない。口でのやり取りなどいい加減なものである。それだけが一番心配。やるのはやってもらった方がいいが。5年はやりますと言っているが6年目にやめるのではないか。
10 番	やる人はその農地をきれいにしてくれるはず、草ぼうぼうの所を5年でやめても草刈りしてもらった方がいい。
3 番	遊休農地が発生しやすいのはそういうケースが多い。農地を取得して農業を何年かでやめてしまうとかやらない人もいる。書類だけで遺産相続して現地を見に行かない人が多い。それと地元だけでなく市外に住んでいる人の遺産相続が多い。農業委員は今まで相続人に現地確認に行くように指導しているのか。例えば、高砂の農地を神戸の人が相続された場合、現地を見に来ていたかどうか。相続した農地が草ぼうぼうになっている。そういう指導はやっているのか。今それが遊休農地の発生のもとになっているからね。
	相続なので書類だけでOKして問題ないとしていないか。その後農地をどう活用していくかである。それと管理してくれるかが一番の問題。そこをきちんとしておかないと遺産相続してAからBへ行った。Bは加古川や明石に住んでおり書類上だけで自分の農地になっている。農地を管理してくださいと言っても出来ない。
	書類はまわってくるがそこを購入した人が市外から見に来て今、遊休農地になっている。そういう指導を農業委員はしていますか。
事務局	相続の場合、相続人に現地まで確認して下さいとは言っていない。自分で耕作するのか誰かに貸すのかとかの意思表示はしてもらっている。自分で耕作する場合は意識していないが、どうしても誰かに耕作してほしいという場合は事務局でも把握し、新規で入ってくる人がいれば、こういう農地はどうですかと進めてはいる。
議長	譲受人に許可はしますがこういったことを守って下さいと言えるのか。
事務局	許可書を取りに来た時にそう言ったことは言える。
議長	そういった方法をとって許可をしていきたいと思いますが、委員の皆さんどう思われますか。
3 番	それは指導だけか、誓約書みたいなものはないのか。条件付きの場合は、口頭だけの指示、指導だけなのか。5年は農業やりますとか、誓約書をもらうところまでいくのか。
10 番	太陽光であれば、私の農会では草を生やさないようにと誓約書を書かしている。
議長	誓約書を書かすことは出来ないと農業新聞か本に記載があった。誓約書を書かすことは出来ない。

事務局	何回も言って申し訳ないが、農業委員が指導することで了承してもらえないで しょうか。農業委員は新規就農者を育て指導していくこともありと思いますが。
9 番	指導はするが相手が聞いてくれるかどうかである。
事務局	そこはわからないが。
10 番	指導と言っても、なかなか出来ない。事務局は何でも農業委員へ仕事をまわし てくるが。市も農地法 3 条の所有権の移転があれば現地確認にいかないと。総会 の手続きが終わったら市はその後、ほったらかしである。
3 番	そんなことはないと思うよ。
10 番	極端に言えば、農業員会の総会で決まったら、事務局は関係ないとの考えが事 務局側にはある。
事務局	農地法 3 条で新規に農地を取得しようとする場合、相談に来られたら話を聞く 体制しか出来ていない。その後、こちらから定期的に農地の耕作状況に対して声 掛けとか現地確認までは出来ていない。
10 番	そんなことは言っていない。
3 番	文書にしておかないと農業委員も代が変わっていくでしょう。今、この時は理 解出来ているけど 2、3 年してこのメンバーが半分以下になっているかもしれな い。その時に新しい農業委員の人に指導とかといっても出来ない。
事務局	だからそこは引継ぎです。農業委員の事務の引継ぎをしてもらわないといけな い。
3 番	我々は文章にしておけばきちんと引継げるが、口頭ではうまく出来ない。口頭 では 1、2 年ならともかく 3、4 年もすれば薄らいでしまう。
9 番	農地の場所は地区でいえば、阿弥陀地区。指導はするが聞いてくれるかは向こ うの判断になるが指導は阿弥陀地区でします。そういう文言を入れてもらうのは いいが効力がどうなのか。ただ言うだけになるのかわからないが近くなので見 には行きます。そういう文言を入れてもらって農地法 3 条は許可になるのか。
議 長	総会での意見書という形になると思うが、誓約書というのはたぶん 3 条申請で は出来なかったと思う。農地法第 3 条第 2 項の判断についての Q & A で誓約書は とれないとの文言があったと思う。
3 番	誓約書でなく、何か文書で書けないのか。
議 長	意見書としては譲受人に文書として出せる。許可はしますけれどもこういった意 見が出ているので守って下さいという意見書は出せる。
10 番	誓約書でいけるのでは。
3 番	こういったケースは今後も出てくると思う。最初の案件がきちんと出来れば、 前例として次からこれが採用出来るようになる。
議 長	長時間の議論の中で様々な意見が出ました。事務局作成の調査書に許可出来な いとの総合意見がありますが、許可するのか許可しないのか。採決します。許可 出来ないと判断される方いらっしゃいますか。
各委員	(3 人が挙手)
議 長	3 人。 あとの方は許可するということでよろしいか。念のため、挙手願います。

議 長	賛成多数ですので、この案件は許可とします。 何らかの形で譲受人にはこういう意見が出てますよ、応援はしますけど頑張っ てやってくださいよと、伝えるようにします。
	1 番の案件は、許可したいと考えますが、ご異議はございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	この案件については、許可といたします。
議 長	続いて、申請番号 2 番について事務局説明願います。
事務局	(高農議第 6 号、2 番を読み上げる) 別添調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号に該当するため許可出来ない と考えます。譲受人が所有している農地 1 6 筆のうち 2 筆が山林化しております が、他の農地はすべて耕作されています。今回購入の農地は自分が耕作している 農地の横で農業経営の拡大です。山林化している 2 筆は、農地として復元が不可 能と考えられるので今後、非農地証明を提出すると条件をつけて、許可も可能で はないかと思われますのでご審議をお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地区の補足説明を阿弥陀地区にお願いします。
9 番	山林化している 2 筆の確認は出来ていませんが、他の農地は、事務局の説明の 通りで、阿弥陀地区としても問題ないと思います。
議 長	山林化している 2 筆については事務局の提案通り非農地証明をしていくこと でこの案件は許可したいと思いますますが、ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	この案件については、許可といたします。
	続いて、申請番号 3 番について事務局説明願います。
	(高農議第 6 号、3 番を読み上げる)
事務局	別添調査書のとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しません。以 上のことから、許可要件を満たしていると考えます。なお、譲受人の農地面積は 0 m²だが、現在同居の父親が農業経営をしております後々の相続のことも考えての農 地取得と思われます。
議 長	事務局の説明が終わりました。地区の補足説明を北浜地区にお願いします。
1 2 番	譲受人は農業を大々的に行っている方の孫である。耕作放棄地であった農地を 今回、孫の名義で購入するとのことだが、現地の草刈りも終わっておりきれいに なっている。北浜地区としても問題ないと思います。
議 長	この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議の声がありませんので、この案件については、許可といたします。
	改めてまして、高農議第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議 のこと 3 件を了承してよろしいか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	高農議第 6 号は承認されました。
	続きまして高農議第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議のこ

と」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第7号は、農地法第5条第1項の許可申請で2件ございます。

(高農議第7号、1～2番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1番については伊保・曾根地区、2番については阿弥陀地区お願いします。

3番

1番については伊保・曾根地区として問題ありません。

9番

2番については阿弥陀地区として問題ありません。

議長

1番については、このあたりの農地は地区としても残したいが、所有者の意思が強く今回の転用となりました。特に問題はありません。

この件について、他にご意見、ご質問はございませんか。

ご異議ございませんか。

5番

2番の調査書の中に、第2項第5号(地域調和)の判断理由で、本件の転用により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないとの説明があったが、支障の生じるパターンとはどんな場合ですか。

事務局

今後、地域計画が出来た場合、このような話が出てくる。全部を誰かが耕作している農地の中にぽつんと転用が出てくると、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が出てくるとの判断となってくる。

5番

一人の所有者が一体的に耕作している場合ですか。

事務局

個人でも多くの方がその辺りを一体的に耕作しているところに1つ転用が出てくれば、そういうことが考えられる。

議長

他、ご質疑並びにご意見はございませんか。ご質疑並びにご意見なしと認め採決いたします。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議の声がありませんので、高農議第7号は承認されました。

続きまして高農議第8号「高砂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する規程を定めることについて」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第8号は、高砂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する規程を定めることについてです。

(高農議第8号を読み上げる)

議長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議の声がありませんので、高農議第8号は承認されました。

続きまして高農議第9号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を

議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第9号は、令和6年度最適化活動の目標の設定等についてです。

(高農議第9号を読み上げる)

議 長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

9 番

農地の集積について今年度末11haとなっているが、あまりにも高すぎる目標ではないのか。

事務局

「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」という10年間の市の計画があり、その計画をもとに、目標設定をしており、概ね令和8年度で農地の15%を集積としており、管内農地230haの15%が34haで今から令和8年度までは令和6、7、8の3年なので34haを3年で割って令和6年度は11haとしている。今まで少しずつ出来ていれば良かったが出来てないので非常に高い目標となっている。

9 番

それに対して努力というか、どのような方向でもっていくのか。

事務局

地域計画を作って、利用集積をかけて担い手とうまくやっていけばだが、ここにあげれる数字は認定新規就農者とか認定農業者、集落営農組織など決められた方にしか集積した面積をあげれない。普通の方に利用集積している面積はもっとある。地域計画を作るにあたって、認定新規就農者とか認定農業者が出てくれば、ある程度面積的には確保できると考えています。

9 番

令和8年度で農地の15%を集積は無理があると思うが。

事務局

意見として市の産業振興課へ伝えます。

3 番

これは目標だけですか、課題もあるのか。それをやるためにどうするのかという対策はあるのか。

事務局

目標設定はこういう流れでやとなっている。そこは各委員の目標設定をする中で活動をしていただく。

議 長

他、ご質疑並びにご意見はございませんか。ご質疑並びにご意見なしと認め採決いたします。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第9号は承認されました。

議 長

続きまして高農議第10号「青年等就農計画の認定に係る意見について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第10号は、青年等就農計画の認定に係る意見について、農業委員会の意見を求めるものです。

(高農議第10号を読み上げる)

議 長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

9 番

申請人は、仕事はしておられるのか。

事務局

今までは、別の仕事をしていたが、今後は専業農家として栽培を行います。

9 番

年間農業所得220万円の売り上げはあげられるのか。また、農業委員会で承

認められると補助金が出るのか。

事務局

現在、J A兵庫南の直売所に出荷しており、自宅でも月に3回程度販売を行っている。今後は全体的にJ Aの8店舗への販売を拡大し、自宅でも月に3～6日販売をし、イベントにも参加する予定です。1日の売り上げが7万で3回行えば21万の売り上げになる。また、24時間営業出来るインターネットにも力を入れて販売販路を広げていきたいと考えています。9000ポット作れば価格が1つ500～600円で年間農業所得は十分達成する。自分で種を播いて育てるので経費もあまりかからないと聞いている。補助金については、市からの直接的な補助はありませんが、認定新規就農者となり、J Aの農業施設貸与事業を活用される予定です。

議 長

他にご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第10号は承認されました。よって、「意見なし」で報告することとします。

続きまして報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第8号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、2件ございます。

(報告第8号、1～2番を読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議 長

続きまして報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第9号は農地法第18条第6項の規定による通知のことで、1件ございます。

(報告第9号、1番を読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議 長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午後12時15分

議事録署名委員

野村 富夫 委員

駒井 隆彦 委員